

生きるを支え合うまち
小樽を目指して

小樽市自殺対策計画



平成31年3月

小樽市

はじめに

健康で生きがいや希望を持って暮らすことのできる社会の実現は、私たちの願いであります。

しかし、日本の自殺者数は年間2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高い状態となっています。

平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数は減少傾向にあります。非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

自殺対策基本法の施行10年目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

本市においても、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「小樽市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には様々な悩みが複雑に関係しています。自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得る危機であることを、地域の方々が認識して、身近にいるかもしれない悩みを持つ方に気づき、見守り支え合うことができる、自殺予防に向けた地域づくりが重要と考えています。

「生きるを支え合うまち小樽」を目指し、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御指導をいただきました小樽市自殺対策協議会委員の皆様をはじめ、関係された多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

小樽市長 迫 俊 哉

目 次

第1章 策定の趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3

第2章 小樽市の自殺の現状

1 自殺者数の推移	4
2 男女別の状況	5
3 年齢別の状況	6
4 性・年齢別の自殺率	7
5 自殺者の同居人の状況	8
6 自殺者の職業の状況	8
7 自殺者の自殺未遂歴の状況	9
8 自殺の原因・動機別状況	11
9 支援が優先される対象群	12
10 重点的に取り組む課題	13

第3章 自殺対策の取組

1 基本方針	
① 生きることの包括的支援として推進	15
② 関連施策と連携させた総合的支援として推進	15
③ 対応のレベルに応じた対策の効果的な連動	15
④ 実践と啓発を両輪として推進	15
⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	16
2 施策の体系	17
3 基本施策	
① 地域におけるネットワークの強化	18
② 自殺対策を支える人材の育成	18
③ 啓発と周知	19
④ 生きることの促進要因への支援	20
⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	20

4	重点施策	
①	高齢者対策	21
②	生活困窮者対策	22
③	勤務・経営対策	22
5	評価指標	23

第4章 自殺対策の推進体制 24

第5章 資料

1	生きる支援関連施策一覧	26
2	関係機関による取組	44
3	「第2次健康おたる21」中間評価アンケート調査結果（平成28年度実施） （抜粋）	45
4	小樽市自殺対策協議会設置要綱	47
5	小樽市自殺対策推進会議設置要綱	49
6	小樽市自殺対策協議会 委員名簿	50

第1章 策定の趣旨等

1 計画策定の背景

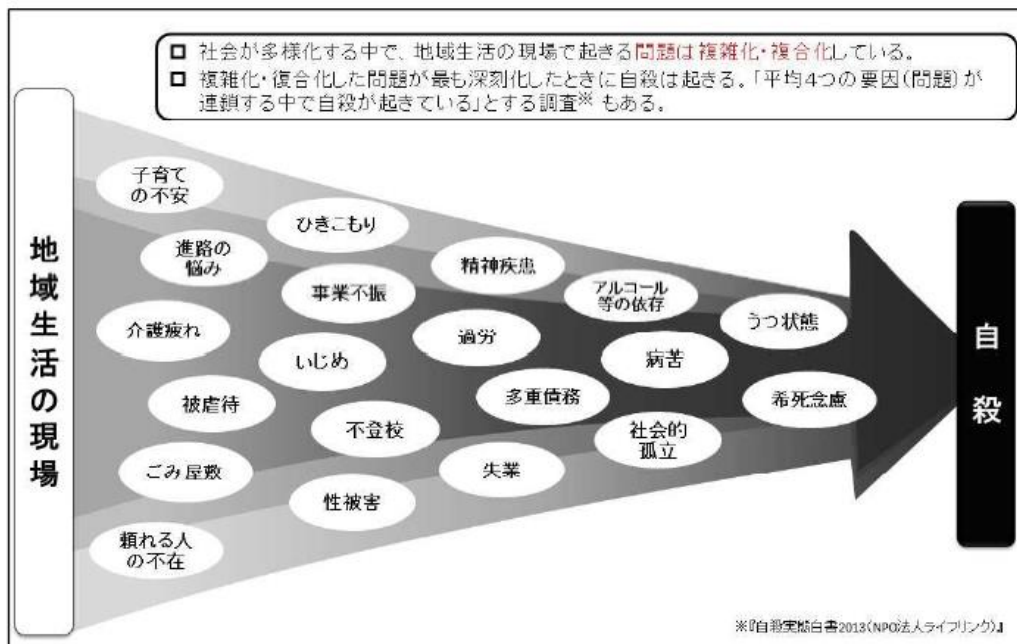
平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向となっています。しかし、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準であり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正され、全ての自治体が「自殺対策計画」を策定することとなりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（図1）。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。「生きるを支え合うまち小樽」の実現を目指し、本市における「生きる支援」に関連する事業を自殺対策の視点で捉えて展開し、自殺対策を推進していくため「小樽市自殺対策計画」を策定しました。

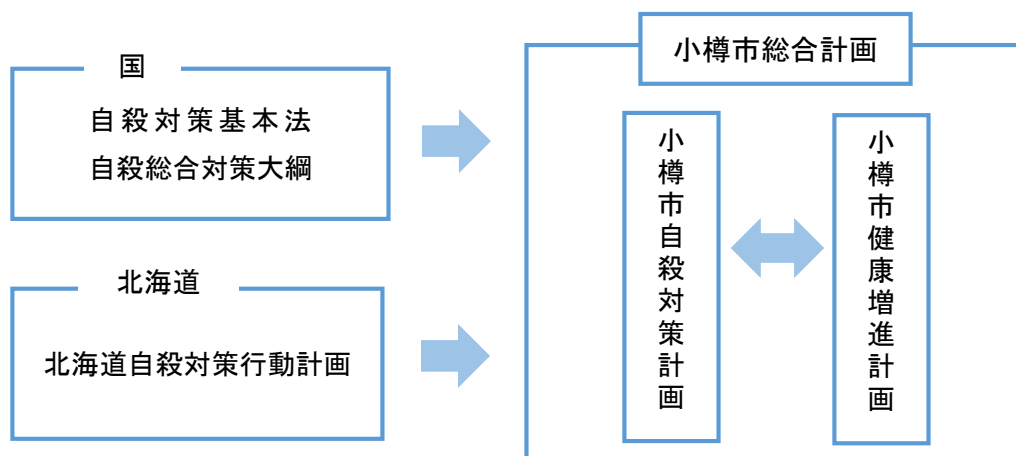
図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の定める「自殺総合対策大綱」及び「北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて、策定するものです。

また、市の「総合計画」の下部計画として位置づけるとともに、「小樽市健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

「小樽市健康増進計画『第2次健康おたる21』」が平成34年度（新元号4年度）までの計画となっているため、本計画と整合性を持たせるため、平成31～新元号4年度とします。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 〔新元号 元年度〕	新元号 2年度	新元号 3年度	新元号 4年度
小樽市自殺対策計画		策定	計画の推進			
小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」	改訂	計画の推進				

4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、国の目標として、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を新元号8年（平成38年）までに、平成27年の18.5と比べて30%以上減少させ、13.0以下と先進諸国の水準まで減少させることとしています。

	平成27年	新元号8年 目標値
全国 自殺死亡率 (人口動態統計)	18.5	13.0以下

小樽市の自殺死亡率を単年でみると、少数の差異が率に影響を及ぼすため、目標値は複数年の平均値を用いることとします。

国が、新元号8年までに自殺死亡率の30%減少を目標としていることを踏まえ、小樽市においては、平成25年～27年の自殺死亡率の平均値18.1に比べて、計画期間開始後の平成31年～新元号4年の4年間の平均値を15%減少させて、15.3以下にすることを指します。

	平成25年	平成26年	平成27年	3年間の 平均値	目標値 〔平成31年～ 新元号4年の 平均値〕
小樽市 自殺死亡率	17.9	18.9	17.6	18.1	15.3以下

第2章 小樽市の自殺の現状

この計画を策定するに当たり、自殺の統計については、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」自殺日・居住地に基づいています。

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140901.html>

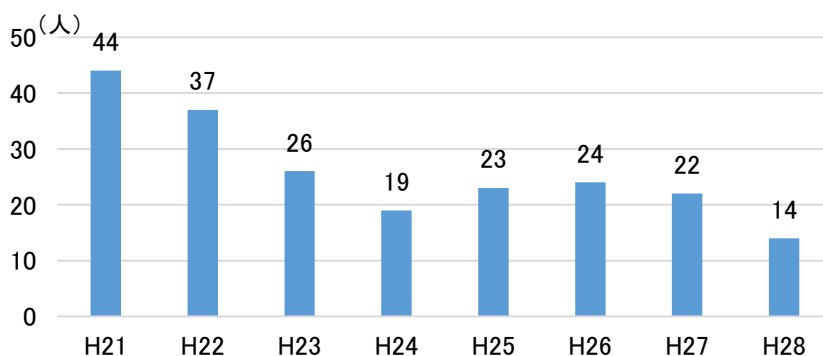
1 自殺者数の推移

小樽市の自殺者数の推移(図2)は、平成21年に44人でしたが、平成24年に19人まで減少しました。その後、平成26年まで微増し24人となりましたが、平成28年には14人となっています。長期的にはおおむね減少の傾向にあります。

自殺死亡率(図3)も同様の傾向であり、平成21年の32.5が平成28年には11.4になっています。

小樽市の自殺死亡率は、全国、北海道に比べ低くなっています。

図2 自殺者数の推移 (厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

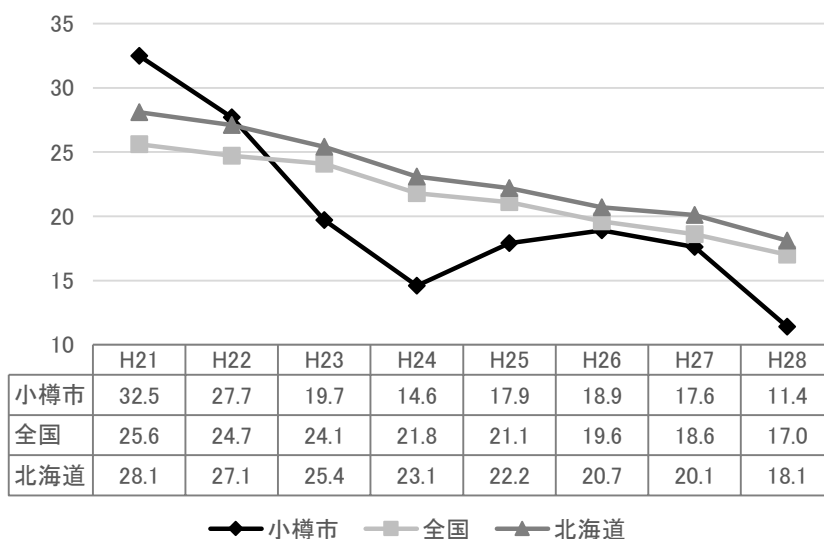


厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について

自殺に関する統計として、厚生労働省の「人口動態統計」と、警察庁の「自殺統計」があります。これらの統計には、下記のとおり違いがあります。

	人口動態統計(厚生労働省)	自殺統計(警察庁)
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地を基に死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上
手続き上の差異	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成して計上する。

図3 自殺死亡率（人口10万対）（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



2 男女別の状況

自殺者数の合計を男女別の推移（図4）で見ると、男性が女性より多くなっています。平成24年～28年の自殺者数の合計102人の男女の割合（図5）は、男性が女性の約2倍以上となっており、全国、北海道においても男性が女性を上回っている状況です。

図4 男女別の推移（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

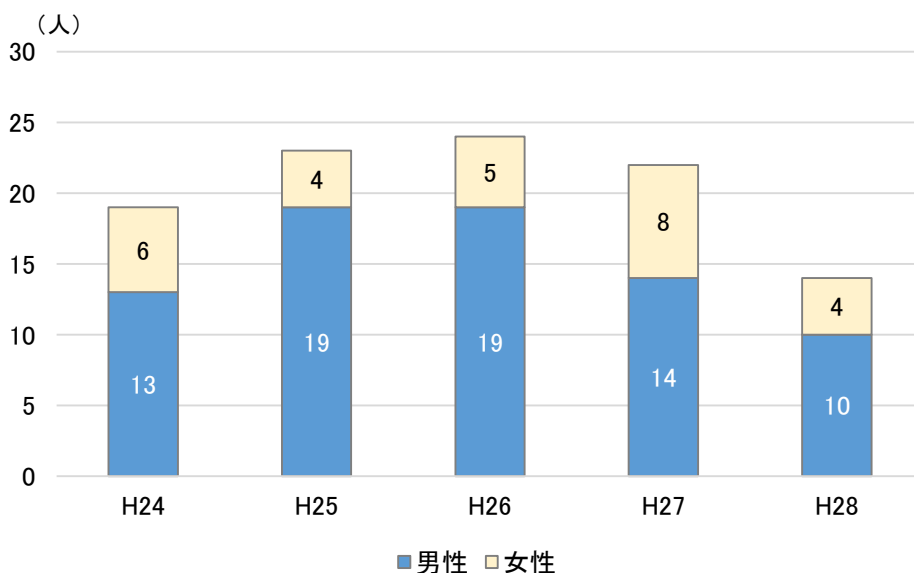
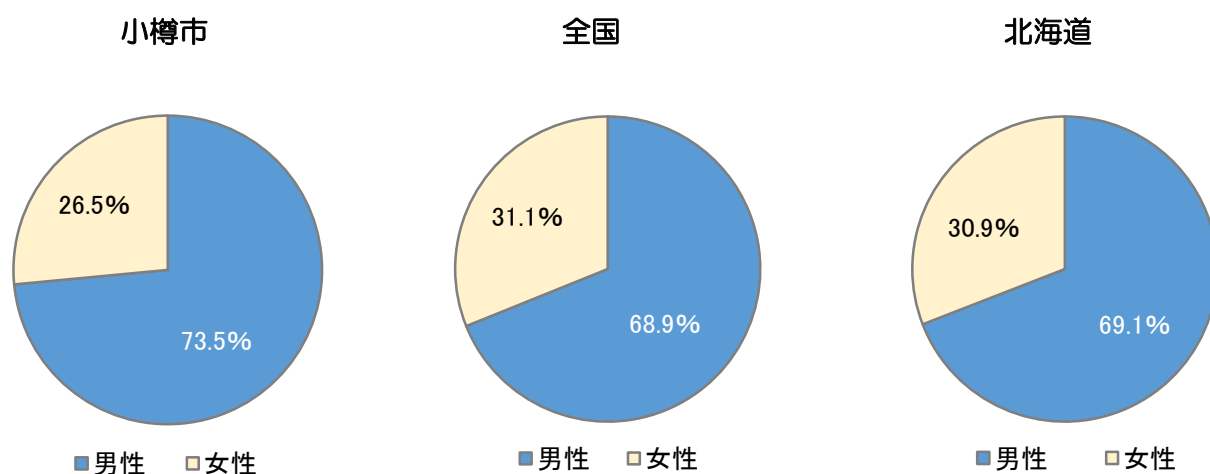


図5 男女の割合（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

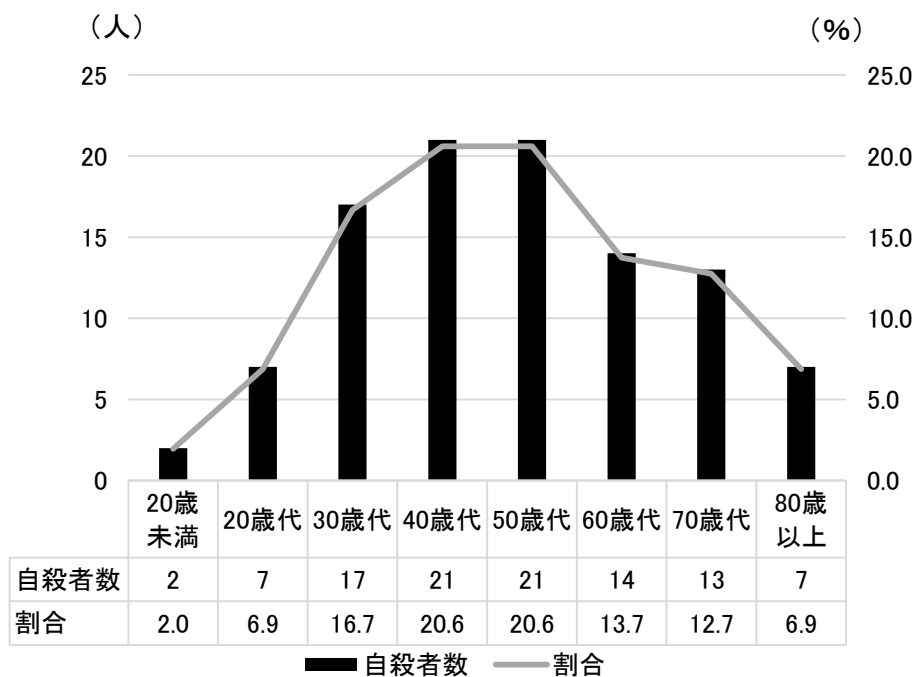


3 年齢別の状況

年齢別自殺者数・割合（図6）の状況では、20歳未満の自殺者数が2人で全体の2.0%、20歳代から50歳代までが66人で64.8%、60歳代以上が34人で33.3%となっています。

図6 年齢別自殺者数・割合（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



4 性・年齢別の自殺率

性・年代別自殺率（図7・8）は、男性、女性ともに30歳代から50歳代で高くなっています。

男性は、20歳未満と働き盛りの世代の30歳代から50歳代が全国に比べて高い状況にあります。

女性は、40歳代において、全国、北海道に比べて高い状況となっています。

図7 性・年代別自殺率（男性）（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

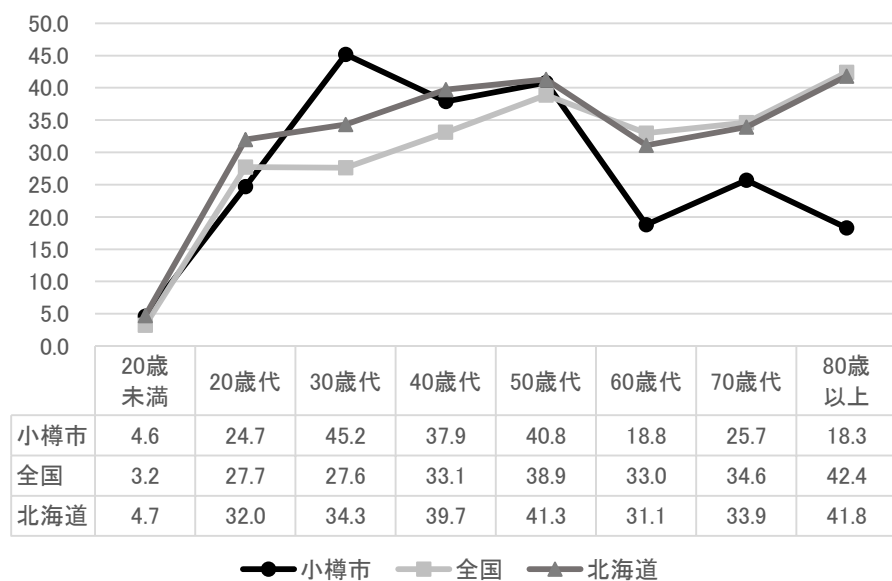
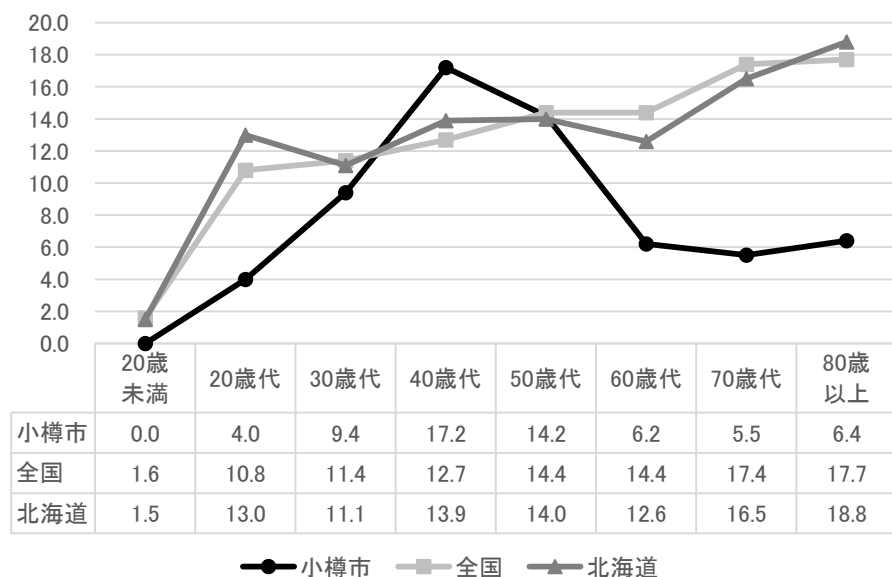


図8 性・年代別自殺率（女性）（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

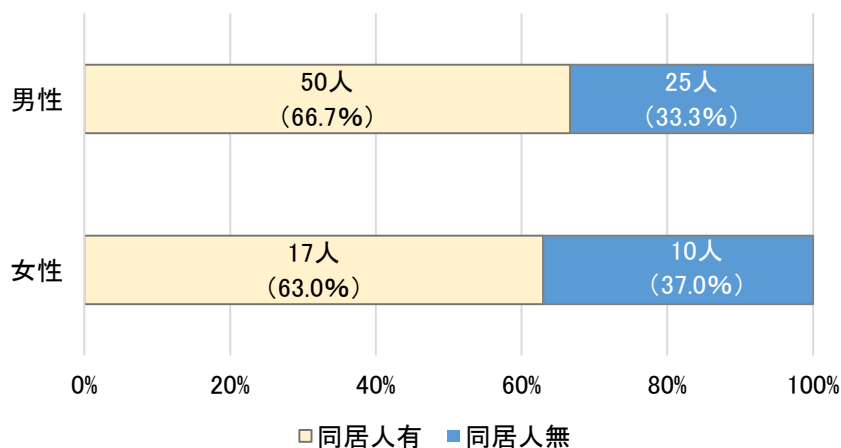


5 自殺者の同居人の状況

自殺者数を同居人の有無（図9）で見ると、男性、女性ともに同居している割合が高く、男性は約7割、女性は約6割となっています。

図9 自殺者の同居人の有無（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



6 自殺者の職業の状況

20歳以上の自殺者の職業の状況（図10）では、約6割が無職等（学生、主婦、失業者、年金等）となっています。

年齢別にみると、20歳～59歳の男性で有職者が多くなっています。（図11）

図10 20歳以上の自殺者の職業の有無（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

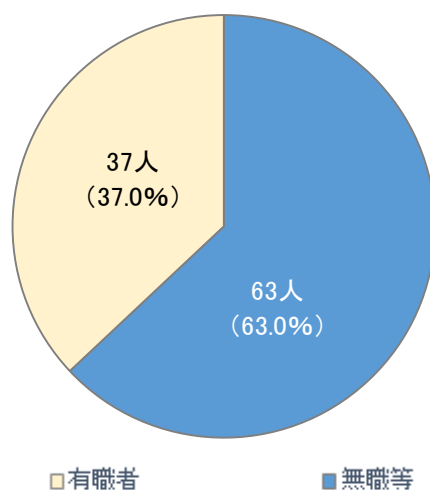
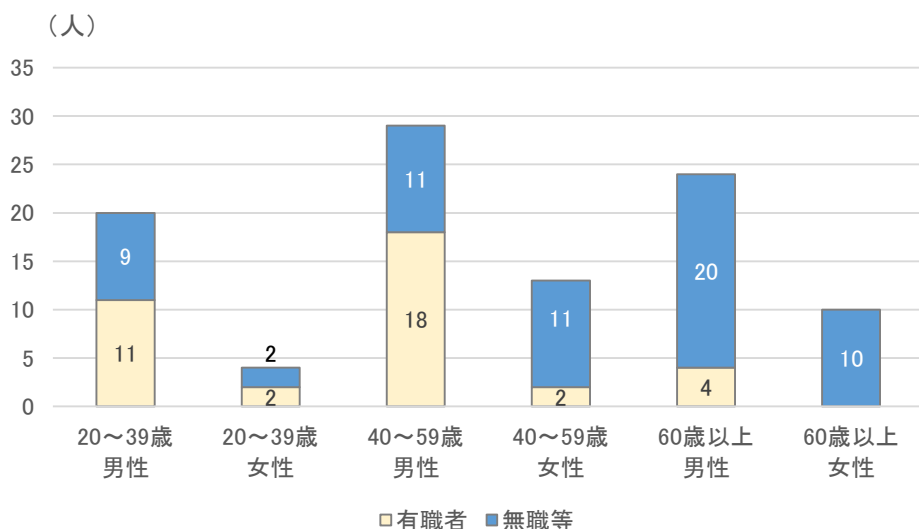


図11 年齢別自殺者の職業の有無（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



7 自殺者の自殺未遂歴の状況

自殺者の未遂歴の有無（図12・13・14）をみると、約2割で未遂歴があり、全国、北海道と同様の状況となっています。男女別では、未遂歴有の割合は女性が多く約3割であり、男性では約2割となっています。

図12 自殺者の未遂歴の有無（全体）（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

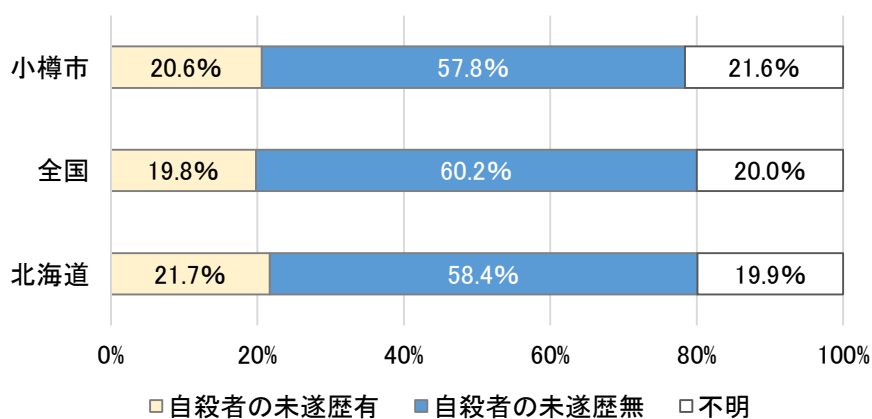


図13 自殺者の未遂歴の有無（男性）（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

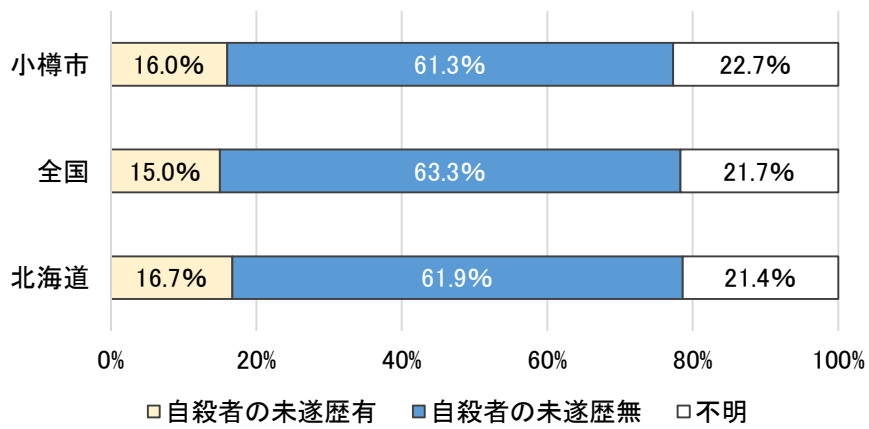
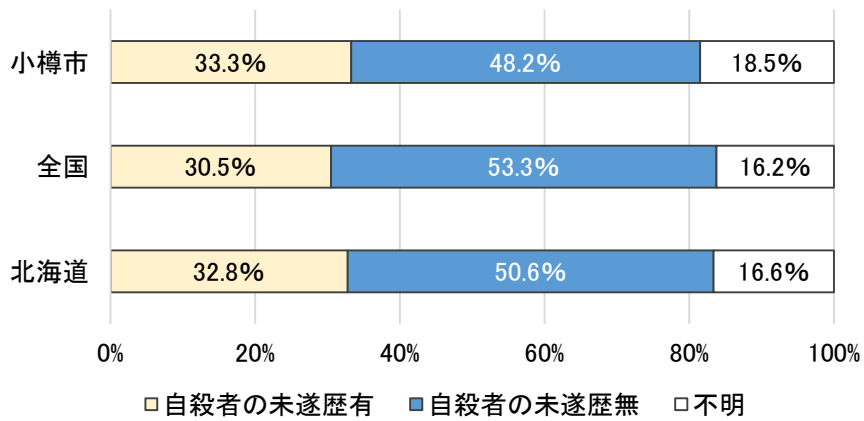


図14 自殺者の未遂歴の有無（女性）（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



8 自殺者の原因・動機別状況

自殺者の原因・動機（図15）については、男性、女性ともに健康問題が最も多くなっています。また、不詳も多く、原因のつかめない自殺が多いことが伺えます。

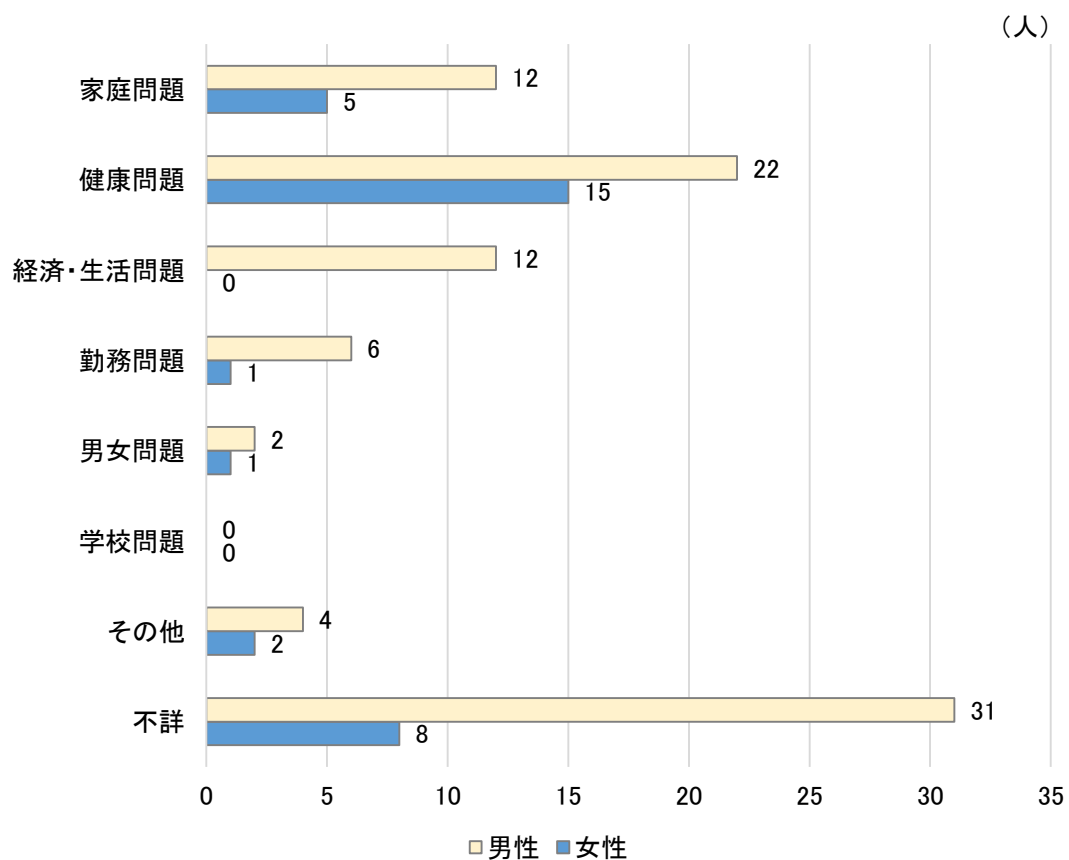
男性は、健康問題に続いて、家庭問題、経済・生活問題となっています。

女性は、健康問題に続いて、家庭問題となっています。

図15 原因・動機別件数（平成24～28年 合計）

（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

（遺書等の自殺を裏付ける資料により、明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上）



9 支援が優先される対象群

国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成しました。

「地域自殺実態プロファイル」において、平成24年から28年までの5年間における小樽市の自殺の実態について性、年齢、職業の有無、同居・独居等の特性について分析した結果、小樽市の自殺者全体に占める割合が多い5区分として、表1のとおり示されました。

表1 小樽市の自殺の主な特徴

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性 40~59歳 有職同居	13	12.7%	25.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 男性 60歳以上 無職同居	13	12.7%	22.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位: 男性 60歳以上 無職独居	7	6.9%	52.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位: 男性 20~39歳 有職同居	7	6.9%	23.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位: 女性 40~59歳 無職同居	7	6.9%	20.3	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

* 順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順となっています。

* 自殺率の母数(人口)は、平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示しています。

また、「地域自殺実態プロファイル」での分析の結果、小樽市が重点的に取り組む課題として、以下の3点が推奨されました。

- ① 高齢者
- ② 生活困窮者
- ③ 勤務・経営

10 重点的に取り組む課題

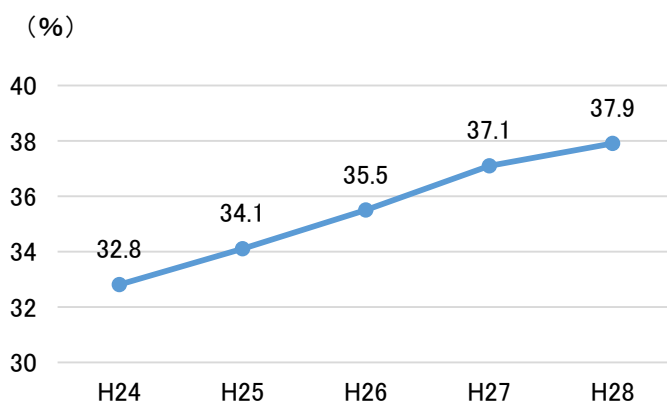
小樽市の自殺の現状及び国が示した「地域自殺実態プロファイル（2017）」での分析結果を踏まえ、以下の3点について、小樽市における重点的に取り組む課題とします。

① 高齢者対策

小樽市における平成24年から28年の自殺者の状況をみると、自殺者数102人のうち、60歳以上の自殺者数は34人で、全体の33.3%となっています。60歳を過ぎて高齢期を迎えるこの年齢は、身体的・心理的な変化や生活環境においても変化が生じる時期であり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすい傾向がみられ、孤立や孤独に陥りやすいなど自殺のリスクが高まるおそれがあります。

また、小樽市における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）（図16）は上昇を続け、平成28年は37.9%となっており、高齢者への対策が重要といえます。

図16 高齢化率の推移（平成27年のみ国勢調査、それ以外は住民基本台帳による）



② 生活困窮者対策

自殺者の原因・動機別件数では、経済・生活問題が12件で、全体の3番目となっています。また、20歳以上の自殺者のうち、63.0%が無職等となっています。

生活や就労に困っている方の相談を受け、自立に向けた支援を行う小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」の新規相談受付件数は横ばいですが、延べ対応件数は増加の傾向にあり（表2）、これは、複合的な問題を抱え支援期間が長期化している結果と考えられます。

また、平成29年度の相談内容では、「収入・生活費」が最も多く、「就労」と合わせると5割近くを占めています（表3）。

生活困窮者はその背景として、複雑で多様な問題を抱えていることが多く、自殺リスクが高まることが考えられるため、生活困窮者への対策が重要といえます。

表2 小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」 相談件数

(平成29年度小樽市生活困窮者自立支援事業実績報告書)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規相談受付件数	255	242	221
延べ対応件数	1,592	2,915	3,137

表3 小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」 平成29年度相談内容(重複回答)

(平成29年度小樽市生活困窮者自立支援事業実績報告書)

	収入・生活費	就労	病気・障害	負債・貸付	生活保護	住まい	ひきこもり	その他	合計
件数	149	83	60	57	49	26	12	36	472
割合	31.6%	17.6%	12.7%	12.1%	10.4%	5.5%	2.5%	7.6%	100%

③ 勤務・経営対策

性・年代別にみた自殺死亡率は、30歳代から50歳代の働き盛りの男性において、全国に比べて高い状況にあります。

性・年代等の特性から見た自殺者数は、40歳から59歳有職同居の男性が全体の12.7%で最も多くなっています。国が示した「地域自殺実態プロファイル(2017)」の中で、これらの特性をもつ方の背景にある主な自殺の危機経路として、配置転換、過労、職場の人間関係の悩み等が例示されており、勤務問題が自殺リスクとなっていることが考えられます。

また、自殺総合対策大綱においても、勤務問題による自殺対策の更なる推進が求められており、勤務・経営に係る対策が重要といえます。

第3章 自殺対策の取組

1 基本方針

国の自殺総合対策大綱で示された、自殺総合対策の基本方針を基に計画の推進を図ります。

① 生きることの包括的支援として推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとされています。

個人においても社会においても「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等が「生きることの促進要因」となる自己肯定や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、上回った時に自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要となります。双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させるため、地域の「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

② 関連施策と連携させた総合的支援として推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要となります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連分野において展開されている取組との連携を図って総合的な支援として推進する必要があります。

③ 対応のレベルに応じた対策の効果的な連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による連携などの「地域連携のレベル」に分けて考え、これらを連動させて、総合的に推進することが重要です。

④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることを含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の

共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが重要です。

⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

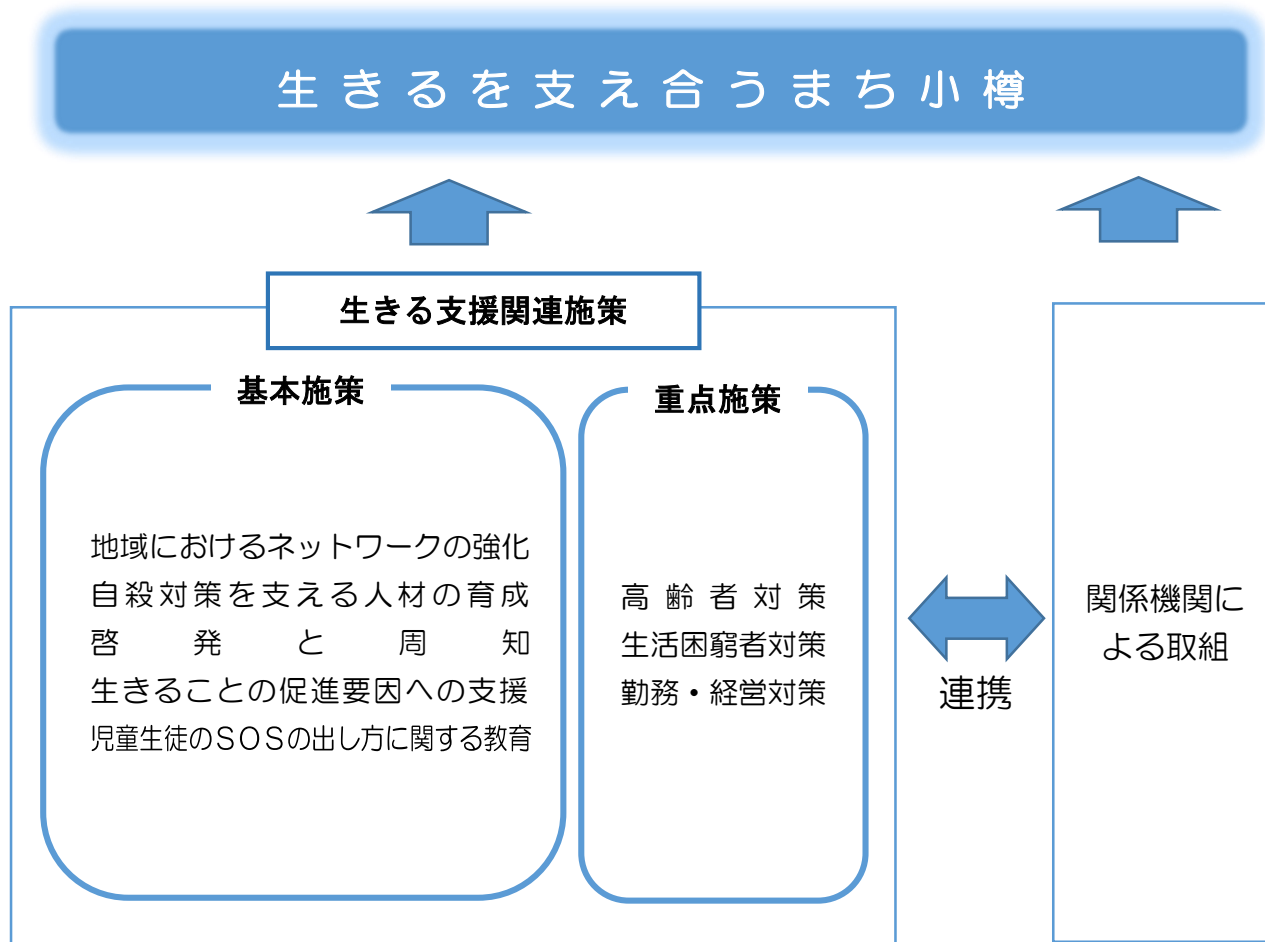
2 施策の体系

国は、自殺対策計画の策定に当たり、全ての自治体において実施することが望ましいとされる基本施策として、5点を掲げています。

小樽市においては、5つの基本施策と、本市の実態を踏まえて重点的に取り組む課題としてまとめた3点を、重点施策として自殺対策の取組を推進していきます。

また、小樽市において実施されている事業について、自殺対策として推進していくために、自殺対策の視点を加えて「生きる支援関連施策」として整理するとともに、関係機関が実施している取組との連携を図ることにより、「生きるを支え合うまち小樽」の実現を目指していきます（図17）。

図17 施策の体系



3 基本施策

5つの基本施策に基づき、自殺対策を推進し、自殺対策の基盤を強化します。

主な取組の（ ）内は、担当課を記載しています。

その他の取組については、「第5章 1 生きる支援関連施策一覧」に掲載しています。

① 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐには、精神保健の視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

そのため、小樽市自殺対策協議会を設置して、自殺対策に関わる関係団体等の連携推進を図るなど、地域のネットワークの強化に取り組んでいきます。

<主な取組>

小樽市自殺対策協議会の開催 (保健所健康増進課)	自殺を地域全体の課題として取り組んでいくため、保健、医療、福祉、教育、労働等で構成する協議会を設置して、包括的な自殺対策を推進していきます。
小樽市自殺対策推進会議の開催 (保健所健康増進課)	市役所内において構成される庁内組織であり、全庁的に横断的な自殺対策に取り組みます。
相談援助技術専門研修会の実施 (保健所健康増進課)	市内の相談業務担当者を対象に研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図るとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。

② 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させていく必要があります。

これらの役割を担う「ゲートキーパー」が、地域の中で悩んでいる人に気づき寄り添うことは、悩んでいる人が孤立しない地域づくりにつながります。

そのため、自殺等に関する正しい知識の普及や自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぐ「ゲートキーパー」の育成に努めます。

<主な取組>

ゲートキーパー養成講座の開催 (保健所健康増進課)	問題を抱えて自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る役割を担うゲートキーパーを養成するための講座を、相談業務従事者等を対象に開催します。
------------------------------	---

③ 啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、そうした心情や背景への理解を促進するとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが必要です。

また、心の健康づくりに関する知識を身につけ、自分の心の不調に気づき適切に対処できるとともに、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていくことができるよう、広報活動等を通じた啓発事業を推進していきます。

これらのことにより、市民の方一人ひとりが自殺予防の主役となり、支え合うまちづくりを目指していきます。

<主な取組>

相談機関一覧の作成・配布 (保健所健康増進課)	相談窓口で自殺リスクを有する相談者に対し、必要に応じて必要な相談機関につなげることができるよう、自殺対策に係る相談機関の一覧を作成して、関係機関や市民に配布します。
広報誌等を活用した啓発活動 (保健所健康増進課)	市民の方へ、広報誌、ホームページ等を活用して、心の健康づくりやストレスへの対処法、相談機関などについての情報発信を行います。また、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて心の健康についての啓発を行います。
心の健康づくりについての健康教育の実施 (保健所健康増進課)	メンタルヘルス等に関する知識や各種相談機関についての情報を提供するため、事業所等に出向いて健康教育を開催します。

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、相談機関の充実や居場所づくりなど「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を推進していきます。

<主な取組>

精神保健福祉相談事業 (こころの健康相談) (保健所健康増進課)	本人や家族から心の健康に関する相談に精神保健福祉相談員等が対応し、必要な場合は、適切な相談機関につなげます。
精神障がい者デイケア事業 (保健所健康増進課)	精神障がい者やひきこもりの方等が学習や体験を行うための教室を実施し、居場所づくりとともに、社会復帰に向けた支援を行います。
子育て支援センターの開催 (福祉部子育て支援室 こども育成課)	子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、地域における親子の居場所づくりとともに、地域の子育て機能の充実を図ります。
認知症カフェの開催を支援 (医療保険部介護保険課)	認知症の方とその家族、地域の住民の方などが参加し集う場である認知症カフェを開催する団体に補助金を交付することで、認知症の方などの居場所づくりを支援します。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに、支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくありません。困難やストレスに直面したとき、問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられます。

そのため、児童生徒に対し、助けを求めるための具体的かつ実践的な方法や、つらいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進していきます。

<主な取組>

いじめ防止キャンペーン (教育部学校教育支援室)	いじめ防止対策を推進するため、啓発資料の配布や研修会等を実施します。
スクールカウンセラーの配置 (教育部学校教育支援室)	児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングを行い、個別の支援を図ります。

小・中学校、高等学校での健康教育 (保健所健康増進課)	小・中学校、高等学校に出向き、命の大切さなどについての健康教育を実施。その中で、自分を大切にすることや困難に直面したときにSOSを出すことについて伝えていきます。
--------------------------------	---

4 重点施策

①高齢者、②生活困窮者、③勤務・経営の3点を、小樽市における重点課題として、自殺対策の取組を推進していくこととします。

主な取組の()内は、担当課を記載しています。

その他の取組については、「第5章 1 生きる支援関連施策一覧」に掲載しています。

① 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。孤立のリスクを抱えるおそれのある高齢者が、地域や支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加を促進し、高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進していきます。

<主な取組>

介護予防サポーター養成事業 (医療保険部介護保険課)	地域で実施している介護予防教室を自主運営するボランティアとして介護予防サポーターを養成します。高齢者の居場所となる介護予防教室を市内全域に広めていくことを目指します。
地域住民グループ支援事業 (医療保険部介護保険課)	地域住民等による自主グループ(おおむね65歳以上で10人以上の介護予防を目的に集まった団体)への活動費を助成することで、高齢者の居場所づくりを目指します。
地域包括支援センター運営事業 (医療保険部介護保険課)	地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務などを実施し、各種福祉サービスの調整や家族の相談に対応していきます。

② 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、複雑で多様な問題が関連していることが多く、様々な背景を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくありません。自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を行う必要があります。

そのため、相談窓口を訪れた生活困窮者の状況に応じて、関係機関が緊密に連携して必要な支援につなげていくことにより、包括的な支援を推進していきます。

<主な取組>

生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業) (生活サポートセンター)	相談支援員や就労支援員が、相談者の状況に合わせて、解決方法を一緒に検討し、解決に向けての支援を行います。
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業) (生活サポートセンター)	働いた経験がない方やひきこもりの方などで、すぐに仕事に就くことが難しい方に対して、生活改善や社会生活への参加に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

③ 勤務・経営対策

労働者のメンタルヘルス対策を推進するとともに、勤務上の悩みをもつ人が、適切な相談先・支援先につながるができるよう、相談窓口の周知に取り組んでいきます。

<主な取組>

心の健康づくりについての健康教育の実施 (保健所健康増進課)	メンタルヘルス等に関する知識や各種相談機関についての情報を提供するため、事業所等に出向いて健康教育を開催していきます。
各種相談業務 (生活環境部生活安全課)	「法律相談」、「身の上相談」、「くらしの行政相談」などを実施し、法律や悩み・心配事の相談に弁護士、調停経験者等の専門家が応じ、問題解決に向けて支援を行います。

5 評価指標

「小樽市健康増進計画」において、精神保健領域の課題として掲げられている4点を踏まえて、本計画における評価指標を設定します。

現状値については、「第5章 3 『第2次健康おたる21』中間評価アンケート調査結果（平成28年実施）（抜粋）」を御参照ください。

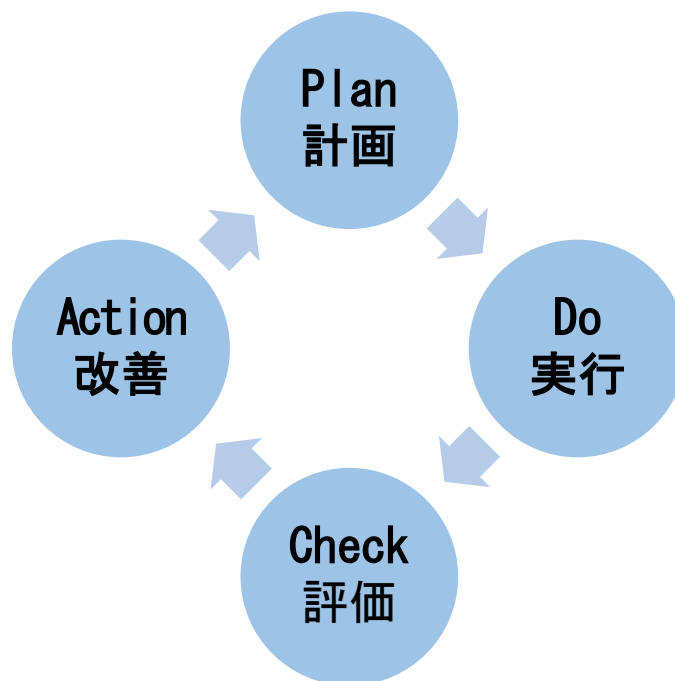
評価指標	現状値 〔「第2次健康おたる21」 中間評価アンケート （平成28年度実施）〕	目標値 （新元号4年度）
睡眠による休養を十分にとれていない人の割合	18.7%	減少
ストレスや悩みについて相談していない人の割合	48.7%	減少
直近の1か月間に不満、悩み、ストレスが「大いにある」「多少ある」とする人の割合	63.3%	減少
「ストレスの対処法がない」とする人の割合	27.8%	減少

第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関と連携して取り組んでいく必要があります。そのため、関係機関や民間団体等で構成する「小樽市自殺対策協議会」を設置し、関係機関等との連携と協力を強化し、自殺対策の取組を推進します。

また、庁内の関係部署からなる「小樽市自殺対策推進会議」を設置して、庁内の横断的体制を整え、自殺対策を総合的に推進します。

小樽市の自殺対策計画の進捗状況を検証し評価を行うため、事業結果について、年1回開催する「小樽市自殺対策協議会」、「小樽市自殺対策推進会議」で報告し協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。



第5章 資料

- 1 生きる支援関連施策一覧
- 2 関係機関による取組
- 3 「第2次健康おたる21」中間評価アンケート調査結果（平成28年度実施）（抜粋）
- 4 小樽市自殺対策協議会設置要綱
- 5 小樽市自殺対策推進会議設置要綱
- 6 小樽市自殺対策協議会 委員名簿

1 生きる支援関連施策一覧

基本施策① 地域におけるネットワークの強化

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策						
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者
生活環境部 生活安全課	1	安全で安心なまちをつくる業務	<p>①「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」に基づく、市民、事業者及び町会その他の団体による犯罪、交通事故及び健康被害の防止のための自主的な活動、市及び市民等によるこれらの防止に配慮した生活環境の整備、その他これらの防止のために必要な取組をする。</p> <p>②「小樽市防犯協会連合会」の事務局は小樽警察署にあるが、連携を強化し広報・啓発を行う。</p> <p>③「小樽市暴力追放運動推進協議会」の事務局を置くことから、暴力団排除運動と広報・啓発を行う。</p> <p>地域のネットワークの構築につながり、相談窓口に関する情報提供の機会となり得る。</p>	○						
生活環境部 男女共同参画課	2	女性相談関係事業	<p>①女性相談・男性相談の実施と関係機関との連携</p> <p>②DV相談カードの設置や情報誌・市ホームページ等による相談窓口の周知</p> <p>③研修による職員の育成</p> <p>④被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化</p> <p>⑤被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化</p> <p>⑥暴力防止に関する研修会の開催</p> <p>⑦市ホームページに「DV防止と被害者支援について」の掲載</p> <p>⑧市内高校にデートDVについてのリーフレットの発行</p> <p>これらを通して、DV被害者の相談の拡充を図るとともに、相談対応の中で必要に応じて適切な機関につなげることが可能。</p>	○	○	○				
生活環境部 地域住民組織担当	3	コミュニティリーダー研修	町内会役員の高齢化や加入率の低下等多くの課題を抱えている現状の中で、これらの問題解決の一助として、町内会長や役員を対象に研修会を開催する。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○	○	○				
生活環境部 地域住民組織担当	4	地区連合町会長と市長と語るつどい	20 地区連合町会長と市との会議を開催し、地域から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○				
生活環境部 地域住民組織担当	5	町会長と市との定例連絡会議	151 町会長と市との会議を開催し、町内会から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○				
医療保険部 介護保険課	6	地域住民グループ支援事業	地域住民等による自主グループ（おおむね65歳以上で10人以上の介護予防を目的に集まった団体）への活動費の助成。高齢者の居場所づくりとなる。	○					○	
医療保険部 介護保険課	7	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターにおいて、業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等）の中で、必要に応じて適切な相談機関につなげる。	○					○	

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
医療保険部 介護保険課	8	認知症 高齢者 見守り 事業	地域住民を対象に認知症を正しく理解し、認知症高齢者及びその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、「認知症の人を支える家族の会」等との連携により、認知症サポーターを養成するに当たり必要な講師（キャラバン・メイト）をフォローアップするための連絡会を開催している。サポーターの養成は、地域の中で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	9	認知症地域支援・ ケア向上 事業	認知症カフェの事業を実施している団体又は事業を開始しようとする団体に補助金を交付する方法で実施する。また、認知症のケア向上を図るための相談支援等を行う認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置している。認知症高齢者の居場所づくりであるとともに、高齢者やその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	10	介護予防 サポーター 養成事業	①介護予防サポーター養成講座（年1回直営）②フォローアップ講座（年1回直営）③新規地域版介護予防教室の運営支援（地域包括支援センターへ委託）。サポーターの養成は、地域で問題を抱える方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	11	高齢者 虐待防止 ネットワ ーク事業	高齢者虐待に適切に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係団体との連絡調整や情報交換を実施し、関係機関の連携体制強化を図る。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	12	在宅医療 ・介護 連携推進 事業	小樽市医師会など関係機関で構成する「おたる地域包括ビジョン協議会」と連携して取り組み、医師会に業務委託することで医療と介護の連携に関する事業を実施する。連携体制の強化となる。	○					○			
福祉部 地域福祉課	13	民生児童 委員協議 会補助金	要援護者の福祉向上のため、活動及び組織の充実強化を図る。児童民生委員は、地域で困難を抱えている方に気づき適切な相談につなげることが可能。	○					○	○	○	
福祉部 地域福祉課	14	ボランテ ィア育成 事業費 補助金	活動促進のため、支援及び運営に必要な経費を助成。ボランティア活動の中で、対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。	○								
福祉部 地域福祉課	15	高齢者見 守りネッ トワーク 事業費	見守り意識の醸成と緊急時のルールづくりの周知を目的に研修会等を開催。見守りネットワークが充実することにより、地域で問題を抱える家庭を早期に発見して支援につなげることが可能となる。	○					○			
福祉部 地域福祉課	16	老人クラブ 運営費 補助金	各老人クラブへ、生きがいづくりを目的に各種活動、健康づくりに係る経費を補助しており、高齢者の居場所づくりにつながる。	○					○			
福祉部 地域福祉課	17	老人クラブ 連合会 補助金	単位老人クラブの連合会に自主活動の推進と事務局体制の強化を目指している。高齢者の居場所づくりにつながる。	○					○			
福祉部 障害福祉課	18	地域活動 支援セン ター事業	障害者の日中活動として、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行うことで、居場所づくりとなる。	○								

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策									
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営		
福祉部 障害福祉課	19	地域生活支援事業 (相談事業)	地域における障害者や家族の相談を受け入れる体制を作る。障害者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。	○									
福祉部 障害福祉課	20	地域定着支援	居宅で支援を受けられない障害者に、連絡体制の確保、緊急時の相談先を確保する。	○									
福祉部 障害福祉課	21	障害者虐待センター運営補助	障害者虐待防止のための体制づくり。	○									
福祉部 障害福祉課	22	障害児・者支援協議会の開催	障害関係施設等のネットワークを作り、関係者による取組の推進を図る。	○	○								
福祉部 子育て支援室 子ども育成課	23	地域子育て支援センター事業費	市立奥沢・赤岩・銭函3保育所に子育て支援センターを併設し、主に就学前の乳幼児を持つ親とその子どもを対象に地域子育て支援拠点事業を実施している。その中で親子が抱える問題に気づき早期に適切な相談機関につなげることが可能。	○									
福祉部 子育て支援室 子ども育成課	24	つどいのひろば事業補助金	朝里幼稚園が実施する地域子育て支援拠点事業に対し補助している。主に就学前の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。その中で、親子が抱える問題に気づき早期に適切な相談機関につなげることが可能。	○									
福祉部 子育て支援室 子ども育成課 生涯学習課 生活環境部 勤労女性センター	25	放課後児童健全育成事業費 (放課後児童クラブ)	小学生で授業の終了後に保護者が家を留守にしている等監護を受けることができない家庭の児童に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的に、市内の小学校や勤労女性センター、塩谷児童センターにおいて放課後児童クラブを開設している。その中で児童や保護者の抱える問題に気づいた場合には、早期に適切な相談機関につなげる機会となり得る。	○						○			
福祉部 子育て支援室 子ども福祉課	26	要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童（被虐待児）等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関での情報共有や支援を協議するための協議会を運営。関係者間の連携強化を図る。	○									
保健所 健康増進課	27	人材養成事業	市内の相談業務担当者向けに研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図る。	○	○	○							
教育部 生涯学習課	28	父母と教師の会補助金	保護者等に対する各種研修会の実施や子どもの登下校の安全等に係る注意喚起・情報提供を行う。相談先についての情報周知を図ることができる。	○		○			○				

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
教育部 生涯学習課	29	教育支援活動推進事業	地域コーディネーターの活用による、学校支援ボランティアの配置、地域子ども教室の開催、家庭教育支援の充実を実施。子どもの居場所づくりにつながる。	○				○				

基本施策② 自殺対策を支える人材の育成

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
総務部 職員課	1	健康相談、 新任研修、 健康後事、 掲示板を用いて啓発等	心身状態の確認、知識の普及啓発、相談などの健康管理業務を通して、職員の心身の健康の維持増進を図る。		○							○
生活環境部 男女共同 参画課	2	女性相談 関係事業	①女性相談・男性相談の実施と関係機関との連携 ②DV 相談カードの設置や情報誌・市ホームページ等による相談窓口の周知 ③研修による職員の育成 ④被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化 ⑤被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化 ⑥暴力防止に関する研修会の開催 ⑦市ホームページに「DV 防止と被害者支援について」の掲載 ⑧市内高校にデート DV についてのリーフレットの発行 これらを通して、DV 被害者の相談の拡充を図るとともに、相談対応の中で必要に応じて適切な機関につなげることが可能。	○	○	○						
生活環境部 地域住民 組織担当	3	コミュニ ティリー ダー研修	町内会役員の高齢化や加入率の低下等多くの課題を抱えている現状の中で、これらの問題解決の一助として、町内会長や役員を対象に研修会を開催する。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○	○	○						
医療保険部 介護保険課	4	認知症 高齢者 見守り 事業	地域住民を対象に認知症を正しく理解し、認知症高齢者及びその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、「認知症の人を支える家族の会」等との連携により、認知症サポーターを養成するに当たり必要な講師（キャラバン・メイト）をフォローアップするための連絡会を開催している。サポーターの養成は、地域の中で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○					○		

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策							
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
医療保険部 介護保険課	5	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェの事業を実施している団体又は事業を開始しようとする団体に補助金を交付する方法で実施する。また、認知症のケア向上を図るための相談支援等を行う認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置している。認知症高齢者の居場所づくりであるとともに、高齢者やその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。	○	○				○		
医療保険部 介護保険課	6	介護予防サポーター養成事業	①介護予防サポーター養成講座（年1回直営）②フォローアップ講座（年1回直営）③新規地域版介護予防教室の運営支援（地域包括支援センターへ委託）。サポーターの養成は、地域で問題を抱える方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○				○		
医療保険部 介護保険課	7	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者虐待に適切に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係団体との連絡調整や情報交換を実施し、関係機関の連携体制強化を図る。	○	○				○		
福祉部 障害福祉課	8	障害者自立支援事業	要約筆記奉仕員養成、障害者の自立講演会を行う。自立講演会を通して相談 機関等の情報提供の機会となり得る。		○						
福祉部 障害福祉課	9	手話通訳者養成事業	手話通訳者を養成する講座を開催。手話通訳者の養成により、地域で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。		○						
福祉部 障害福祉課	10	障害児・者支援協議会の開催	障害関係施設等のネットワークを作り、関係者による取組の推進を図る。	○	○						
保健所 健康増進課	11	食生活改善推進員養成講座	地域において、食生活改善を普及・啓発するボランティア（食生活改善推進員）を養成する。養成講習を通してつなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。		○						
保健所 健康増進課	12	人材養成事業	市内の相談業務担当者向けに研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図る。	○	○	○					
教育部 教育総務課	13	学校職員ストレスチェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。		○						○
教育部 教育総務課	14	学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行う。		○						○

基本施策③ 啓発と周知

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワー クの強化	人材の育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒	高齢者	生活困窮 者	勤務・経 営	
生活環境部 地域住民 組織担当	1	小樽市 総連合町会 補助金	総連合町会に加入している町内会に対し、地域の青少年育成活動に対する助成金を交付。地域における子どもに対する見守り体制の強化につながる。			○		○				
生活環境部 地域住民 組織担当	2	コミュニ ティリー ダー研修	町内会役員の高齢化や加入率の低下等多くの課題を抱えている現状の中で、これらの問題解決の一助として、町内会長や役員を対象に研修会を開催する。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○	○	○						
生活環境部 地域住民 組織担当	3	地区連合 町会長と 市長と語 るつどい	20 地区連合町会長と市との会議を開催し、地域から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○						
生活環境部 地域住民 組織担当	4	町会長と 市との 定例連絡 会議	151 町会長と市との会議を開催し、町内会から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○						
生活環境部 男女共同 参画課	5	女性相談 関係事業	①女性相談・男性相談の実施と関係機関との連携 ②DV 相談カードの設置や情報誌・市ホームページ等による相談窓口の周知 ③研修による職員の育成 ④被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化 ⑤被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化 ⑥暴力防止に関する研修会の開催 ⑦市ホームページに「DV 防止と被害者支援について」の掲載 ⑧市内高校にデート DV についてのリーフレットの発行 これらを通して、DV 被害者の相談の拡充を図るとともに、相談対応の中で必要に応じて適切な機関につなげることが可能。	○	○	○						
福祉部 障害福祉課	6	障がい者 ハンドブ ック作成	障がい者のための各種制度等の紹介。相談機関等の情報周知を図ることができる。			○						
福祉部 子育て支援 こども 福祉課	7	推進月間 における 啓発活動	厚生労働省において毎年 11 月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため行う。相談機関等の情報周知となる。			○		○				

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
保健所 健康増進課	8	小・中学校、高等学校での健康教育	小・中学校、高等学校に出向き、命の大切さ、喫煙や薬物乱用等に関する健康教育を実施。自分を大切にすること及び困難に直面した時にSOSを出すことについて伝えていく。			○		○				
保健所 健康増進課	9	健康教育	疾病の予防及び健康の保持増進、メンタルヘルス等に関する知識を普及する。心の健康に関する知識や各種相談機関についての情報を提供。			○			○			○
保健所 健康増進課	10	子どものひきこもりを考える家族セミナー事業	ひきこもりの問題を抱える家族に対し、学習の機会や対応技法の情報交換を実施。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげる。			○						
保健所 健康増進課	11	普及啓発事業	市民や企業等へ自殺予防チラシの配布を行い、相談窓口の普及啓発を行う。			○						
保健所 健康増進課	12	人材養成事業	市内の相談業務担当者向けに研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図る。	○	○	○						
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	13	いじめ防止キャンペーン	啓発資料の配付や研修会等の実施により、いじめ防止対策を推進する。いじめにあった際の相談先の情報等の周知となる。			○		○				
教育部 学校教育支援室 (学務担当)	14	学校図書館整備事業	学校図書館司書を配置し、学校図書館運営の向上と環境整備を図る。学校図書館を利用して児童生徒等に対する情報提供の場となる。			○						
教育部 生涯学習課	15	父母と教師の会補助金	保護者等に対する各種研修会の実施や子どもの登下校の安全等に係る注意喚起・情報提供を行う。相談先についての情報周知を図ることができる。	○		○		○				
教育部 図書館	16	図書館資料の整備充実	心の健康関連資料の充実を図る。			○						
教育部 図書館	17	読書啓発と図書館利用の促進	心の健康に関する関連資料展や健康情報コーナーでのリーフレット配布等の普及啓発、情報提供。映画上映会、CDコンサート、おはなし会等の行事による憩いの場の提供や図書館の特性を活かした、気軽に利用できる居場所づくりを実施。			○						

基本施策④ 生きることの促進要因への支援

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネット ワーク の強化	人材の 育成	啓発と 周知	生きる 支援	児童生 徒	高齢者	生活困 窮者	勤務・ 経営	
医療保険部 国保年金課	1	重複・頻 回受診、 重複服薬 者への保 健指導	被保険者から重複・頻回受診者、重複服薬者を抽出して保健指導を行い、医療費の適正化を図る。保健指導の中で必要に応じて適切な相談機関を紹介し、つないでいく。				○					
医療保険部 後期高 齢・福祉 医療課	2	ひとり親 家庭等医 療費助成 事務	ひとり親家庭等医療費助成。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。				○					
医療保険部 保険収納課	3	特別徴収 員による 徴収事務	保険料の徴収及び収納事務を行う。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。				○					
福祉部 障害福祉課	4	自立生活 援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者が一人暮らしを希望する際に、定期的な訪問や連絡により自立した生活を支援する。支援の中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					
福祉部 障害福祉課	5	日中一時 支援	障害児・者の日中の活動の場を確保することで介護者の負担軽減を図る。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。				○					
福祉部 障害福祉課	6	音声機能 障害者発 声訓練事業	咽頭摘出手術をした人に発声訓練する。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。				○					
福祉部 障害福祉課	7	手話通訳 者派遣	各種会合等に手話通訳者を派遣して、聴覚障害者が参加できるようにする。孤立を防ぎ、居場所づくりとなる。				○					
福祉部 障害福祉課	8	身体障害者 自動車運転 免許取得費 補助金	身障4級以上の障害者の運転免許取得費用の補助。障害者の社会参加の促進につながる。				○					
福祉部 障害福祉課	9	自立訓練	知的、精神障害者に日常生活を営むのに必要な訓練を行う。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。				○					
福祉部 障害福祉課	10	児童発達 支援	未就学児を対象として専門的な療育・訓練を受ける。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。				○					
福祉部 子育て支援 子ども 福祉課	11	養育支援 訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する相談、指導、助言等を行う。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					
福祉部 子育て支援 子ども 福祉課	12	子育て 短期支援 事業	保護者の疾病等により、児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設で短期間、児童を預かる。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	13	利用者 支援事業 (基本型)	教育・保育・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、相談、情報提供及び助言等を行う。その中で、必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	14	児童扶養 手当支給 事務	児童扶養手当の支給。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	15	災害遺児 手当支給 事務	災害遺児手当の支給。その中で、対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	16	母子・父子 家庭等自 立支援給 付事業	ひとり親家庭の母や父に対し、経済的自立に必要な資格を取得することを支援するための給付を行う（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	17	母子生活 支援施設 運営費 負担金	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					
福祉部 子育て支援室 こども 福祉課	18	ひとり親 家庭等 ヘルパー 派遣事業	ひとり親家庭等に一時的に家事援助が必要になった際、ヘルパーを派遣し生活の安定を図る。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
こども 発達支援 センター	19	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス事業	障がい児及び障がいの疑いのある児童に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、児童の健やかな育成を図る。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
こども 発達支援 センター	20	障害児 相談支援 事業	発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。				○					
保健所 保健総務課	21	夜間急病 センター 運営	センターにおいて、夜間に急病にかかった市民の診療を行う（一次救急医療）。対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	22	在宅 当番医制	土曜日の午後、日曜日及び休日の日中に急病にかかった市民の診療を行うため、市内医療機関が当番で診療を行う（一次救急医療）。対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
保健所 保健総務課	23	精神障がい者社会復帰施設等通所交通費補助	精神障害者が社会復帰施設等に通所する際の交通費の一部を助成することで経費負担の軽減を行う。社会復帰施設等の居場所への参加につながる。				○					
保健所 保健総務課	24	自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある児童に対して、生活機能を取り戻すために必要な医療の給付を行う。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	25	小児慢性特定疾患医療費の支給認定受付	慢性特定疾患に罹患している児童に対して、医療を給付する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	26	精神障がい者福祉サービス	精神障がい者の自立した地域生活に必要な介護や訓練等を行い、社会復帰及び社会経済活動への参加を促す。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	27	精神障がい者保健福祉手帳の申請受付	精神障がい者の社会復帰の促進と社会参加の向上を図るため、精神障がい者保健福祉手帳を交付する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	28	自立支援医療（精神通院）申請受付	精神疾患を有する方に対する適正な医療の確保をするため、費用の自己負担を軽減する。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	29	特定医療費の支給認定受付	治療が極めて困難な難病について、患者の医療費の負担軽減を図る。その中で、対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
保健所 保健総務課	30	母子健康手帳の交付	母子の健康保持を図るため母子健康手帳を交付。交付の際に妊娠等に関する不安の有無等に関するアンケートや面接を実施。必要に応じて適切な関係機関につなげる。				○					
保健所 保健総務課	31	医療安全相談	医療安全に関する相談に応じる。必要に応じて精神保健福祉相談員等の相談につなげる。				○					
保健所 健康増進課	32	母親・両親教室	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに不安の解消や仲間づくりの機会を提供。				○					
保健所健康増進課	33	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問して、育児の相談に応じるとともに子育てに関する情報を提供し、支援が必要な家庭は適切なサービスの提供につなげる。訪問時、アンケートにより産後うつ傾向のある産婦を早期に発見して早期治療につなげていく。				○					

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
保健所 健康増進課	34	乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施。保護者との面接やアンケートから、必要に応じて関係機関と連携して支援を継続する。				○					
保健所 健康増進課	35	テレホン育児電話相談	乳幼児の子育てや育児に関する不安に応じる。必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。				○					
保健所 健康増進課	36	小児歯科相談	歯科健診、相談、ブラッシング指導、希望者へのフッ化物塗布等を実施。歯科健診、相談の中で、必要に応じて関係職種と連携して支援を継続する。				○					
保健所 健康増進課	37	離乳食講習会	離乳食についての知識・進め方についての教室を実施。離乳食に関する不安の軽減と仲間づくりを図る。				○					
保健所 健康増進課	38	家庭訪問	家庭訪問を行い個別の相談に応じることで、健康の保持・増進、不安の解消を図り、必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。				○					
保健所 健康増進課	39	健康相談	健康に関する個別の相談に応じて、必要な助言、指導を行う。必要に応じて関係機関を紹介するなど連携して支援を継続する。				○					
保健所 健康増進課	40	エイズ・性感染症相談	エイズや性感染症等に関する電話相談や検査を実施する。必要に応じて適切な相談機関につなげる。				○					
保健所 健康増進課	41	精神保健福祉相談事業（こころの健康相談）	市民からの相談に応じ、精神的健康の向上、精神疾患の早期発見、精神科医療への導入などを行う。				○					
保健所 健康増進課	42	精神障がい者デイケア事業	精神障がい者やひきこもり青年等の社会復帰支援のため、学習や体験などを行う。居場所づくりにつながる。				○					
建設部 建築住宅課	43	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。				○					
建設部 公園緑地課	44	公園巡視	公園の遊具等の定期点検のほか、パトロール車による巡視を随時実施し、公園環境の整備を行う。				○					
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	45	就学事務	新入学や転校・指定校変更にかかる事務。子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。				○					
病院局 小樽市立病院	46	病院運営	自殺のリスクの高い疾患を有する患者等に適切な医療、ケアを提供する。				○					
消防本部	47	火災予防	安全で安心な生活が送れるよう、住宅用火災報知機の設置の普及に努める。				○					

基本施策⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策							
				ネットワー クの強化	人材の育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒	高齢者	生活困窮 者	勤務・経 営
生活環境部 生活安全課	1	人権相談 業務	“人権の花運動”などを含む各種活動について法務局と連携して広報・啓発を行い、人権擁護委員協議会が応じている「人権相談」の周知を行う。					○	○	○	○
生活環境部 地域住民 組織担当	2	小樽市 総連合町会 補助金	総連合町会に加入している町内会に対し、地域の青少年育成活動に対する助成金を交付。地域における子どもに対する見守り体制の強化につながる。			○		○			
生活環境部 青少年課	3	街頭補導 業務	青少年の非行防止や健全育成のため、青少年センターが行う街頭補導業務。問題を抱えている青少年を早期に発見して支援につなげる機会となり得る。					○			
福祉部 地域福祉課	4	民生児童 委員協議 会補助金	要援護者の福祉向上のため、活動及び組織の充実強化を図る。児童民生委員は、地域で困難を抱えている方に気づき適切な相談につなげることが可能。	○				○	○	○	
福祉部 障害福祉課	5	居宅訪問 型児童発 達支援	重症の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、訪問することで発達支援の機会を確保する。訪問の中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。					○			
福祉部 障害福祉課	6	放課後等 デイサー ビス	学校通学中の障害児に対して、生活能力向上のために訓練する。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。					○			
福祉部 子育て支援 子ども 育成課 教育部 生涯学習課 生活環境部 勤労女性 センター	7	放課後 児童健全 育成事業 費（放課 後児童 クラブ）	小学生で授業の終了後に保護者が家を留守にしている等監護を受けることができない家庭の児童に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的に、市内の小学校や勤労女性センター、塩谷児童センターにおいて放課後児童クラブを開設している。その中で児童や保護者の抱える問題に気づいた場合には、早期に適切な相談機関につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	○				○			
福祉部 子育て支援 子ども福 祉課	8	推進月間 における 啓発活動	厚生労働省において毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため行う。相談機関等の情報周知となる。			○		○			
福祉部 子育て支援 子ども福 祉課	9	家庭児童 相談員 設置	児童の性格、生活習慣、学校生活、不登校、非行等について児童や家族から相談を受ける。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。					○			

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
保健所 健康増進課	10	小・中学校、高等学校での健康教育	小・中学校、高等学校に出向き、命の大切さ、喫煙や薬物乱用等に関する健康教育を実施。自分を大切にすること及び困難に直面した時にSOSを出すことについて伝えていく。			○		○				
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	11	いじめ防止キャンペーン	啓発資料の配付や研修会等の実施により、いじめ防止対策を推進する。いじめにあった際の相談先の情報等の周知となる。			○		○				
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	12	スクールカウンセラーの配置	児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングを行う。必要に応じて適切な相談機関につなげる。					○				
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	13	教育支援センター	教育支援コーディネーターが、学校と連携しながら家庭訪問等を通じて教育相談や学習支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。					○				
教育部 学校教育支援室 (指導担当)	14	小樽市教育支援委員会による教育相談	心身に障がいがあると思われる小中学生及び就学予定児童の適切な教育支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。					○				
教育部 生涯学習課	15	父母と教師の会補助金	保護者等に対する各種研修会の実施や子どもの登下校の安全等に係る注意喚起・情報提供を行う。相談先についての情報周知を図ることができる。	○		○		○				
教育部 生涯学習課	16	教育支援活動推進事業	地域コーディネーターの活用による、学校支援ボランティアの配置、地域子ども教室の開催、家庭教育支援の充実を実施。子どもの居場所づくりにつながる。	○				○				

重点施策① 高齢者対策

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
生活環境部 生活安全課	1	各種相談業務	法律に関するあらゆる問題に弁護士が応じる「法律相談」、悩み・心配事の相談に調停経験者が応じる「身の上相談」、官公庁に関する意見・要望に行政相談員が応じる「くらしの行政相談」などを実施。						○	○	○	
生活環境部 生活安全課	2	人権相談業務	“人権の花運動”などを含む各種活動について法務局と連携して広報・啓発を行い、人権擁護委員協議会が応じている「人権相談」の周知を行う。					○	○	○	○	

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
医療保険部 介護保険課	3	地域住民グループ支援事業	地域住民等による自主グループ（おおむね65歳以上で10人以上の介護予防を目的に集まった団体）への活動費の助成。高齢者の居場所づくりとなる。	○					○			
医療保険部 介護保険課	4	在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業費	寝たきりで理美容を受けるのが困難な高齢者及び身体障害者宅へ理美容師が訪問し、理美容サービスを行う。その中で高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。						○			
医療保険部 介護保険課	5	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターにおいて、業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等）の中で、必要に応じて適切な相談につなげる。	○					○			
医療保険部 介護保険課	6	家族介護教室	介護サービスの概要、家族の負担にならない介護用品の使用方法や調理方法などを講習形式で情報提供する。その中で高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。						○			
医療保険部 介護保険課	7	認知症高齢者見守り事業	地域住民を対象に認知症を正しく理解し、認知症高齢者及びその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、「認知症の人を支える家族の会」等との連携により、認知症サポーターを養成するに当たり必要な講師（キャラバン・メイト）をフォローアップするための連絡会を開催している。サポーターの養成は、地域の中で問題を抱えている方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	8	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェの事業を実施している団体又は事業を開始しようとする団体に補助金を交付する方法で実施する。また、認知症のケア向上を図るための相談支援等を行う認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置している。認知症高齢者の居場所づくりであるとともに、高齢者やその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。	○	○				○			
医療保険部 介護保険課	9	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	介護給付の訪問介護相当サービスの提供。サービスの提供の中で、高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。						○			
医療保険部 介護保険課	10	介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）	介護給付の通所介護相当サービスの提供。居場所づくりであるとともに、高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。						○			
医療保険部 介護保険課	11	介護予防サポーター養成事業	①介護予防サポーター養成講座（年1回直営）②フォローアップ講座（年1回直営）③新規地域版介護予防教室の運営支援（地域包括支援センターへ委託）。サポーターの養成は、地域で問題を抱える方を発見する気づき役の拡充につながる。	○	○				○			

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネット ワークの 強化	人材の 育成	啓発と 周知	生きる 支援	児童生 徒	高齢者	生活困 窮者	勤務・ 経営	
医療保険部 介護保険課	12	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者虐待に適切に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係団体との連絡調整や情報交換を実施し、関係機関の連携体制強化を図る。	○	○					○		
医療保険部 介護保険課	13	在宅医療・介護連携推進事業	小樽市医師会など関係機関で構成する「おたる地域包括ビジョン協議会」と連携して取り組み、医師会に業務委託することで医療と介護の連携に関する事業を実施する。連携体制の強化となる。	○						○		
医療保険部 介護保険課	14	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談。必要に応じて適切な相談機関を紹介しつないでいく。							○		
福祉部 地域福祉課	15	民生児童委員協議会補助金	要援護者の福祉向上のため、活動及び組織の充実強化を図る。児童民生委員は、地域で困難を抱えている方に気づき適切な相談につなげることが可能。	○						○	○	○
福祉部 地域福祉課	16	高齢者見守りネットワーク事業費	見守り意識の醸成と緊急時のルールづくりの周知を目的に研修会等を開催。見守りネットワークが充実することにより、地域で問題を抱える家庭を早期に発見して支援につなげることが可能となる。	○						○		
福祉部 地域福祉課	17	ふれあいパス事業費	高齢者の積極的社会参加を支援する。高齢者の居場所づくりにつながる。							○		
福祉部 地域福祉課	18	スポーツ大会開催事業費	老人クラブの会員を対象に心身のリフレッシュと健康増進、クラブ間の友好を目的としており、高齢者の居場所づくりにつながる。							○		
福祉部 地域福祉課	19	老人クラブ運営費補助金	各老人クラブへ、生きがいづくりを目的に各種活動、健康づくりに係る経費を補助しており、高齢者の居場所づくりにつながる。	○						○		
福祉部 地域福祉課	20	老人クラブ連合会補助金	単位老人クラブの連合会に自主活動の推進と事務局体制の強化を目指している。高齢者の居場所づくりにつながる。	○						○		
福祉部 地域福祉課	21	福祉除雪サービス事業費	高齢者世帯等に冬季間の生活路等の確保など、日常生活の安全確保を目的としている。							○		
福祉部 地域福祉課	22	成年後見センター関係経費	判断能力に欠ける方の生活を保障し、権利擁護を推進する。							○		
福祉部 地域福祉課	23	地域生活支援事業	判断能力に欠ける方の生活を保障し、権利擁護を推進する。							○		
保健所 健康増進課	24	健康教育	疾病の予防及び健康の保持増進、メンタルヘルス等に関する知識を普及する。心の健康に関する知識や各種相談機関についての情報を提供。			○				○		○

重点施策② 生活困窮者対策

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策							
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
生活環境部 生活安全課	1	各種相談業務	法律に関するあらゆる問題に弁護士が応じる「法律相談」、悩み・心配事の相談に調停経験者が応じる「身の上相談」、官公庁に関する意見・要望に行政相談員が応じる「くらしの行政相談」などを実施。						○	○	○
生活環境部 生活安全課	2	人権相談業務	“人権の花運動”などを含む各種活動について法務局と連携して広報・啓発を行い、人権擁護委員協議会が応じている「人権相談」の周知を行う。					○	○	○	○
生活環境部 生活安全課	3	多重債務特別相談業務	多重債務に関する相談窓口を設置し、必要に応じて弁護士などを紹介する。							○	
医療保険部 保険収納課	4	徴収の緩和制度としての保険料納付相談	住民から保険料納付に関する相談を受け付ける。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。							○	
医療保険部 保険収納課	5	保険料の収納	滞納者に対する納付勧奨、相談。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。							○	
福祉部 地域福祉課	6	民生児童委員協議会補助金	要援護者の福祉向上のため、活動及び組織の充実強化を図る。児童民生委員は、地域で困難を抱えている方に気づき適切な相談につなげることが可能。	○				○	○	○	
福祉部 生活支援課	7	生活保護受給者自立支援事業	生活保護を受給している、ひとり親世帯やひきこもりの家族を抱える世帯等に対し、日常生活や社会生活における自立支援を行う。その中で家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。							○	
福祉部 生活支援課	8	被保護者就労支援事業	15歳以上65歳未満(高校就学者は除く)の生活保護受給者等を対象に就労支援を行う。							○	○
福祉部 子育て支援室 子ども福祉課	9	母子父子寡婦福祉資金貸付(北海道の事業の相談、受付)	ひとり親家庭の経済的自立を助け、扶養している子の福祉を増進することを目的として、修学資金など各種貸付を行う。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。							○	
福祉部 子育て支援室 子ども福祉課	10	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭の生活全般に関すること、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談対応を行う。必要に応じて適切な相談機関につなげる。							○	
生活サポートセンター	11	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	相談支援員や就労支援員が、相談者の悩みを聞いた上で支援プランを作成し、解決方法を検討。また、就労を目指す方の就労体験や就労訓練を受入れてもらえる企業を探し、自立促進を図る。							○	
生活サポートセンター	12	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	仕事を失った後、住むところなくなった方や、そのおそれがある方に対して3か月を限度として、家賃に当たる額(生活保護基準まで)を支給し、自立促進を図る。							○	

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策							
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
生活サポートセンター	13	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	働いた経験がない方やひきこもりの方など、すぐに仕事に就くことが難しい方に対して、生活改善や社会生活への参加などの訓練を行うことで、最終的に仕事に就けるよう支援を行う。							○	○
建設部 建築住宅課	14	公営住宅家賃滞納整理対策	公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、指定管理者に委託し、滞納整理を行っている。							○	
建設部 建築住宅課	15	公営住宅建設事業	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。							○	

重点施策③ 勤務・経営対策

担当課	No.	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	関連施策								
				ネットワークの強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	
総務部 職員課	1	健康相談、 新任研修、 健康後事、 掲示板を用いて啓発等	心身状態の確認、知識の普及啓発、相談などの健康管理業務を通して、職員の心身の健康の維持増進を図る。		○							○
産業港湾部 商業労政課	2	労働者 地元定着 事業	若年者の就労支援、地元定着を図るため、企業説明会や就職サポート実践講座などを開催。若年者の地域定着を図るとともに就労に向けた支援を行う。									○
産業港湾部 商業労政課	3	高校生 就職スキル アップ 支援事業	就活セミナー・企業見学会・インターシップ・個別就職相談などを通して、高校生の就職希望者の就職率及び定着率の向上を図る。									○
産業港湾部 産業振興課	4	経営基盤 強化事業	金融機関との協調融資などを実施し、市内中小企業者の設備近代化や経営安定化を図る。									○
生活環境部 生活安全課	5	各種相談 業務	法律に関するあらゆる問題に弁護士が応じる「法律相談」、悩み・心配事の相談に調停経験者が応じる「身の上相談」、官公庁に関する意見・要望に行政相談員が応じる「くらしの行政相談」などを実施。						○	○	○	
生活環境部 生活安全課	6	人権相談 業務	“人権の花運動”などを含む各種活動について法務局と連携して広報・啓発を行い、人権擁護委員協議会が応じている「人権相談」の周知を行う。					○	○	○	○	
福祉部 生活支援課	7	被保護者 就労支援 事業	15歳以上65歳未満(高校就学者は除く)の生活保護受給者等を対象に就労支援を行う。								○	○
生活 サポート センター	8	生活困窮 者自立支 援事業 (就労 準備支援 事業)	働いた経験がない方やひきこもりの方など、すぐに仕事に就くことが難しい方に対して、生活改善や社会生活への参加などの訓練を行うことで、最終的に仕事に就けるよう支援を行う。								○	○
保健所 健康管理課	9	健康教育	疾病の予防及び健康の保持増進、メンタルヘルス等に関する知識を普及する。心の健康に関する知識や各種相談機関についての情報を提供。			○			○			○
教育部 教育総務課	10	学校職員 ストレス チェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。		○							○
教育部 教育総務課	11	学校職員 安全衛生 管理事業	労働安全衛生法に基づき、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行う。		○							○

2 関係機関による取組

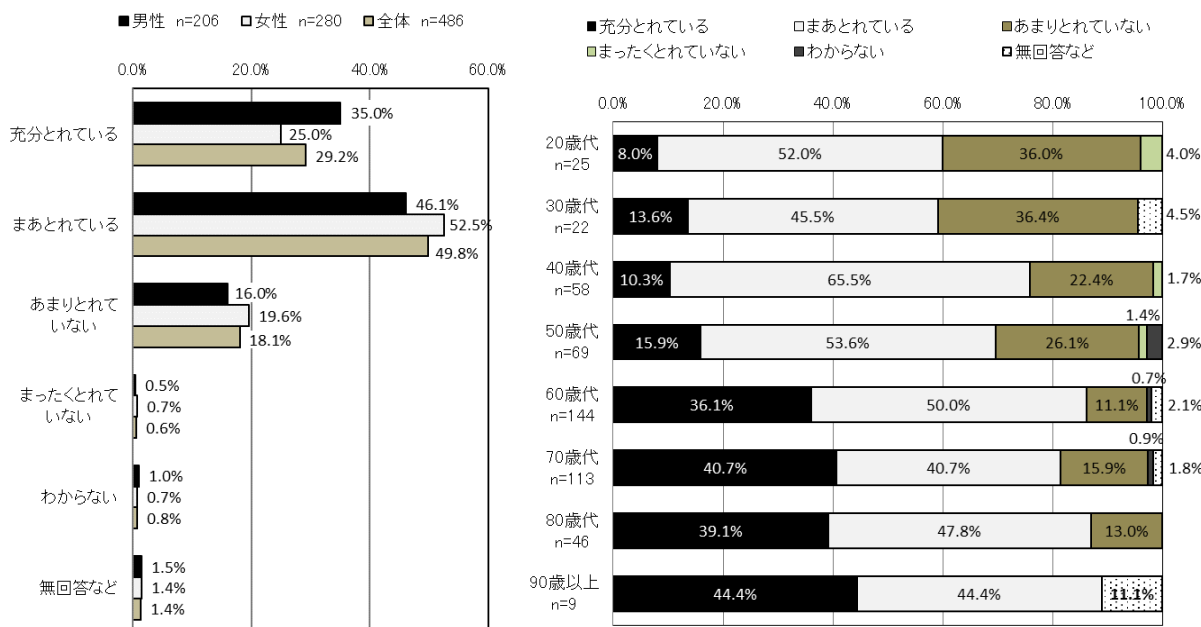
団体名	事業名	事業内容
札幌法務局小樽支局	人権困りごと相談	人権問題、その他日常生活の中の様々な問題の困りごと相談
小樽市社会福祉協議会	ふれあい相談	主に福祉・介護に関する相談。 対象に限定なし。
小樽市社会福祉協議会	物資支援	貸付相談、たるさぼ相談に来た方で、主に緊急的な食料、灯油等の支援を要する方に当該物資を支援（買い物同行）。
小樽市社会福祉協議会	たるさぼ相談	生活困窮者自立支援事業を小樽市から受託し、相談員2名が相談支援。
小樽市社会福祉協議会	ひとり親世帯等 支援金贈呈	経済的に困窮し、申請のあったひとり親世帯等に一時金を支給支援（1世帯当たり6,000円、子どもの人数に応じて定額加算）。
癒しの会	癒しの会	自死遺族の思いを語る集いを開催。

3 「第2次健康おたる21」中間評価アンケート調査結果（平成28年度実施）（抜粋）

① 睡眠の状況について

18.7%の市民が睡眠により休養が十分にとれていないと回答しています。

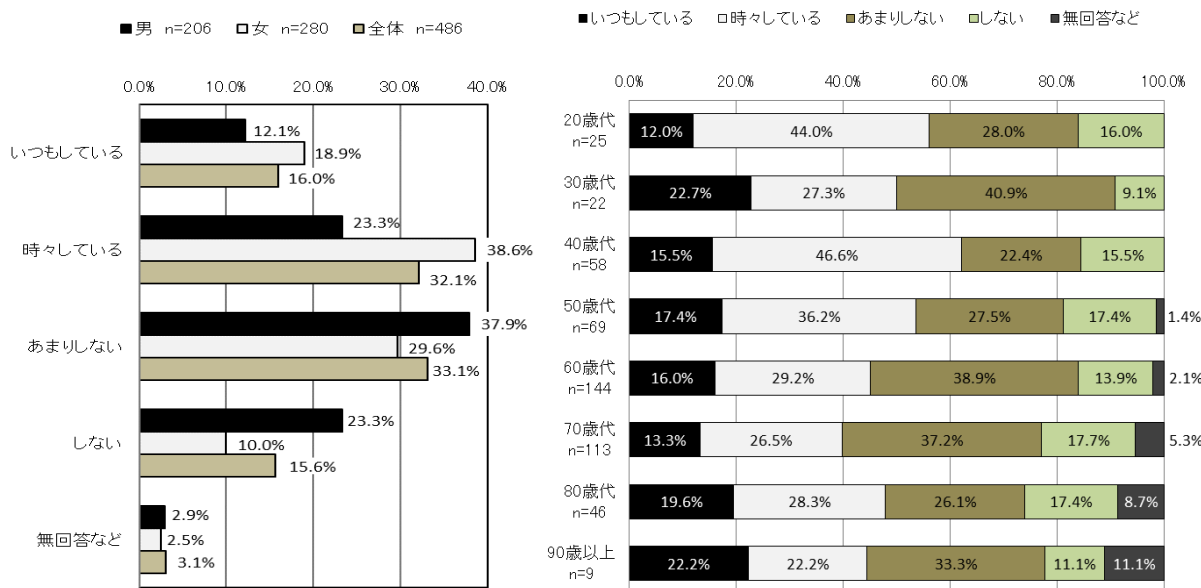
～睡眠で休養がとれている割合～



② ストレスの対処について

ストレスや悩みの相談について、「あまりしない」「しない」と回答した市民が48.7%でした。

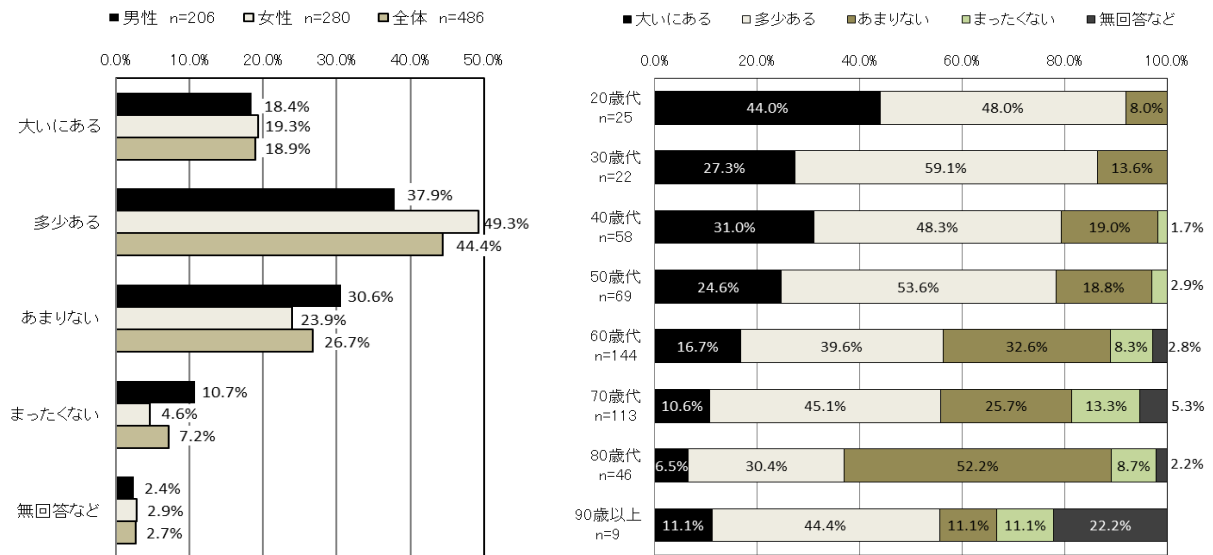
～ストレスや悩みを周囲に相談している割合～



③ 不満、悩み、ストレスについて

直近1か月に不満、悩み、ストレスが「大いにある」「多少ある」と63.3%の市民が回答しています。年代別では20歳代の92.0%、30歳代の86.4%が「大いにある」「多少ある」となっています。

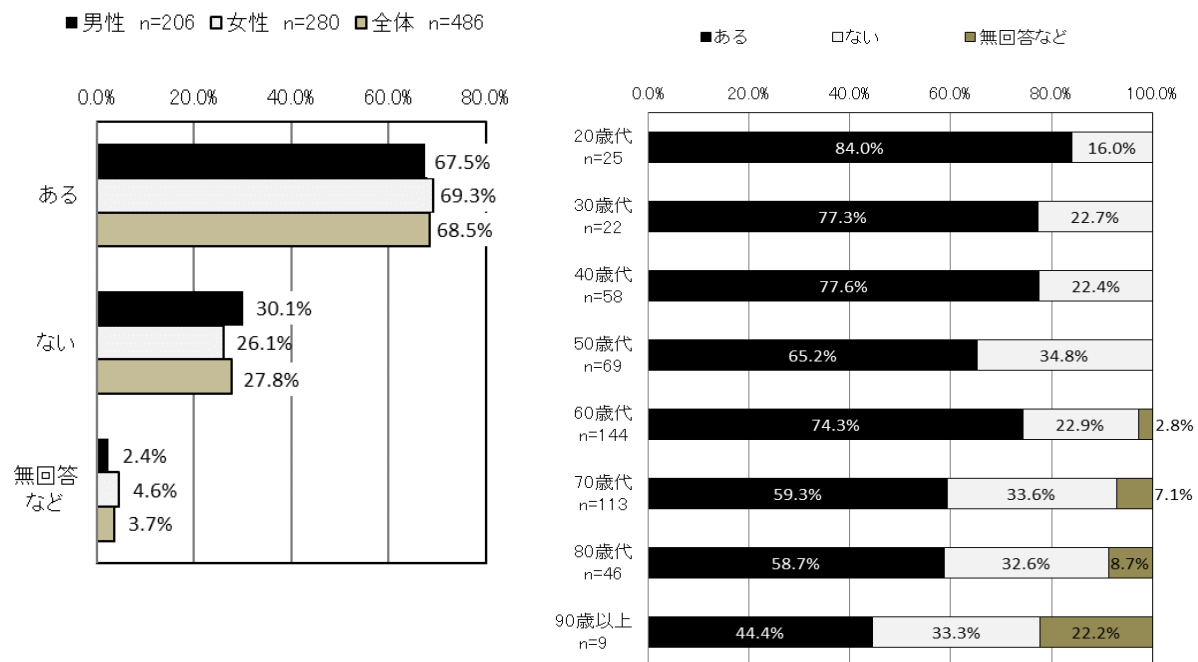
～不満、悩み、ストレスの状況～



④ ストレスの対処について

27.8%の市民が「ストレスの対処法がない」と回答しています。

～ストレス解消法の有無～



4 小樽市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体が連携し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、小樽市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進について、関係機関及び関係団体等の連携と協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健所健康増進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

5 小樽市自殺対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の自殺対策を推進することを目的とし、小樽市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自殺対策推進のための計画策定に向けての検討と協議
- (2) 自殺対策推進のための情報交換
- (3) 自殺対策推進のための取組の検討
- (4) 実施事業報告及び評価
- (5) その他、自殺対策推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表の課長等をもって組織する。

2 推進会議に委員長、副委員長を置く。

3 委員長は保健所次長とし、副委員長は、互選とする。

4 推進会議は必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を加えることができる。

(会議)

第4条 委員長は、推進会議を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、特別の事情があるときは、委員長の職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議を開催する。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、健康増進課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

6 小樽市自殺対策協議会 委員名簿

平成 30 年 12 月 12 日

NO	氏 名	所 属	役職等
1	うちだ のりひと 内田 啓仁 ◎	医療法人北仁会石橋病院	副院長
2	すずき としお 鈴木 敏夫	一般社団法人小樽市医師会	副会長
3	たかむら よしあき 高村 佳明	一般社団法人小樽市歯科医師会	専務理事
4	きたがわ あつこ 北川 敦子	小樽薬剤師会	理事・総務部長
5	おおはし ともこ 大橋 とも子 ○	北海道看護協会小樽支部	支部長
6	にし の ひろたか 西野 博孝	小樽市総連合町会	常任理事
7	まつもと こうじ 松本 康志	小樽市民生児童委員協議会	副会長
8	ひろせ けんいち 廣瀬 堅一	小樽市 PTA 連合会	会長
9	よしだ ゆきこ 吉田 幸子	小樽・北しりべし消費者センター	相談員
10	しみず みさこ 清水 美沙子	癒しの会（自死遺族の思いを語る集い）	
11	みふね たかし 三船 貴史	社会福祉法人小樽市社会福祉協議会	常務理事・事務局長
12	しまかげ やすたか 嶋影 保孝	一般社団法人北海道精神保健福祉士協会	会員
13	ほんま えつこ 本間 悦子	小樽市南部地域包括支援センター	管理者
14	たなか あつし 田中 敦	NPO 法人レター・ポスト・フレンド 相談ネットワーク	理事長
15	いしかわ せいいちろう 石川 誠一郎	連合北海道小樽地区連合会	事務局長
16	まえだ さちまさ 前田 祐成	小樽公共職業安定所	所長
17	あさい ひろゆき 朝井 寛幸	小樽労働基準監督署	安全衛生課長
18	みやざわ さとる 宮澤 知	小樽市校長会	事務局長
19	いとう りょうへい 伊藤 良平	小樽市内高等学校長会	
20	いわさき よしろう 岩崎 貴郎	札幌方面小樽警察署	生活安全課長
21	やまだ さとし 山田 聡	札幌法務局小樽支局	支局長補佐
22	みしな まさひこ 三品 雅彦	市民委員	
23	やすもと みつこ 安本 光子	市民委員	

※ ◎は会長、○は副会長

（順不同 敬称略）

生きるを支え合うまち小樽を目指して

小樽市自殺対策計画

平成31年3月

小樽市保健所

小樽市富岡1-5-12

TEL0134-22-3110